

犯罪収益移転防止法の確認事項

◆外国の重要な公的地位にある方（外国 PEPs（Politically Exposed Persons））

(1) 外国において次の地位を占める者及びこれらの地位にあった者。

- ①国家元首
- ②立法、行政、司法、又は軍における組織の長、及びそれに次ぐ重要な職
- ③特派大使等、国家を代表する職
- ④中央銀行の役員
- ⑤予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員

(2) 前号に定める者の家族（事実婚による配偶者を含みます。）である者。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住する者。

